

福岡県公民館連合会マスコットキャラクター 応募要領

1 趣 旨

福岡県公民館連合会マスコットキャラクターを考えることを通して、加盟団体及び県内の公民館関係者、施設利用者等に生活の中における公民館等の存在について考える機会をつくとともに、各市町村公民館連絡協議会等の活性化を図ります。

2 募集内容

福岡県公民館連合会マスコットキャラクターのデザイン

【コンセプト】

※「つどう」「まなぶ」「むすぶ」公民館の機能を象徴するもの（動物や植物、物などをモチーフに）

※より公民館等の事業に興味をもたせ、愛着が感じられるようなもの

3 応募資格

個人、グループ、法人問わず、どなたでも応募できます。各公民館等で、職員の皆様や地域の方、利用者、団体等に向けて募集していただいて構いません。

※未成年の方が応募する場合は、保護者の同意を得たうえで提出してください。

※複数応募可能です。ただし、作品1点につき、応募用紙1枚を添付してください。

4 応募締切

令和2年9月30日（水）[必着]

※郵送の場合は9月30日（水）必着。メール及び持参の場合は、9月30日（水）午後5時まで

5 応募方法

作品は、手書きで作成し、所定の応募用紙に必要事項を記入し、下記提出先まで郵送・持参、もしくはメールにて提出してください（作品はカラーでお願いします）。応募いただいた作品をもとに、デザイナーにデジタル化してもらいます。応募用紙は、福岡県公民館連合会で配布または福岡県公民館連合会ホームページからダウンロードできます。

（福岡県公民館連合会ホームページ：<http://www.fukuokaken-kominkan.jp/>）

【提出先・問い合わせ】

福岡県公民館連合会事務局

〒812-8575 福岡県福岡市博多区東公園7番7号（教育庁教育振興部社会教育課内）

TEL：092-643-3887 E-mail：fkoren@aurora.ocn.ne.jp

6 審査方法

【1次選考】

県公民館連合会専門部会において、3点程度選出

【2次選考】

一般投票により、最優秀作品（1点）を選出

※福岡県公民館連合会マスコットキャラクターとして、今後の事業PR等に使用します。

7 結果発表

令和2年12月下旬に、県公連ホームページで発表します。

※受賞者へは公表前に通知し、福岡県公民館実践交流会にて表彰をします。

8 著作権の扱い

作品が採用された時点で、採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等の一切の権利は福岡県公民館連合会に帰属します。

9 採用されなかった作品の取り扱い

採用されなかった作品の著作権は、福岡県公民館連合会に移転しません。

10 注意事項

- (1) 応募作品は、自作未発表のもので、他の著作権や商標、その他第三者の権利を侵害しないものとします。違反があった場合には、その一切の責任を応募者が負うことにします。
- (2) 最優秀作品の使用にあたり、必要な追加、変更、修正等を行うことがあります。
- (3) 採用作品が、既に発表されているものと同一または類似していることが判明した場合、採用を取り消すことがあります。
- (4) 応募時に記載された氏名・住所等の個人情報については、本募集に関連する用途以外の目的には使用しません。
- (5) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。また、応募作品は返却しません。
- (6) 選考経過等の採用に関するお問い合わせには、対応できません。
- (7) 応募の時点で本応募要項記載事項に同意いただいたものとみなします。